

社会福祉法人ちとせ会 役員の報酬及び旅費支給規程

昭和56年 9月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちとせ会（以下「法人という。」）の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬及び旅費の支給について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事及び評議員をいう
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員（この法人を主たる勤務場所とする者）以外の者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。旅費とは明確に区分されるものとする。
- (4) 旅費とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、日当及び宿泊費を含む。）の費用であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び旅費の支給)

第3条 役員の報酬及び旅費は、別表の通りとし、会議又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬及び旅費を支給する。

2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬及び旅費を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間40万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間14万円以内とする。
- 4 役員の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員の報酬は、会議等職務執行の都度、支払うものとする。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を排除して支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員（常勤役員）の立場を有する者には、本規程の報酬の支給はしない。

2 法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、役員会議等への出

席に係る費用は支払わない。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、本法人創立のときより適用する。

附 則

この改正は、昭和58年 1月 1日から適用する。

附 則

この改正規程は、議決の日（昭和59年 7月26日）から施行する。

附 則

この改正規程は、平成19年 3月26日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年 1月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月13日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

現別表を使う

別 表

区 分	定 額	摘 要
理事会・ 評議員会 等の報酬 及び旅費	報酬 1日につき 10,000円 旅費 旧町ごとに 定額支給	旅費 吉田町 160円 甲田町 250円 向原町 510円 八千代町 725円 高宮町 775円 美土里町 775円
鉄道賃及 び 船 賃	上級旅客運賃	急行料金を徴する路線の場合、片道50キロメートル以上では急行料金を、300キロメートル以上では特別急行料金を支給する。 グリーン料金は、理事長が必要と認めた場合のみ支給する。
車 賃	バス料金実費	バスの運行していない路線の場合、自家用車では1キロメートル当たり25円、その他は、とくに必要と認められる実費額
日 当	1日につき 3,000円	
宿 泊 料	1夜につき 10,000円	

備 考

理事長の承認を得て航空機を利用したときの航空賃の額は、現に支払った運賃の額による。